

前 納 申 込 書

私は以下を確認のうえ、前納を申し込みます。

- 前納申込み後、1週間経過しても納付書が届かない場合は徴収課までご連絡ください。
申込みをしても納付期限までに納付がなければ前納としての取扱いになりません。
納付期限を過ぎた前納納付は、健康保険法第165条による前納としての取扱いになりません。保険料の割引適用は無く、各月納付の前払いがあった取扱いとなります。
- 国民健康保険の保険料は前年の所得を基準に算定されるため、保険料負担が少なくなる場合があります。お住まいの市区町村に確認し、検討したうえでお申し込みください。
- 令和8年4月分以降の保険料を納付済の方は、前納は申し込みできません。

前納申込期限 … 令和8年3月19日（木）

前納納付期限 … 令和8年3月31日（火）

申込日	令和8年3月 日		
記号	901	番号	
フリガナ			
氏名			
納付期間	下記の□にレをつけてください。		
	<input type="checkbox"/> 6か月分(4月分から9月分まで)		
	<input type="checkbox"/> 12か月分(4月分から翌年3月分まで)		
	※ただし、上記期間内に期間満了(2年)、75歳到達により資格喪失日が到来する場合はその前月分までとなります。		

徴収課FAX番号 03-5925-5316